R8.4.1現在

太陽光発電事業関係の主な法令一覧表

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	設置許可申請 設置届出	条例第5条第1項 条例第6条第2項	「設置禁止区域」に例外的に太陽光発電施設を設置する場合は、出力規模にかかわらず、知事による許可が必要です。 「設置に適さない区域」に発電出力50kW以上の施設を設置する場合は、工事に着手する60日前までに、知事への届出が必要です。 ＜脱炭素社会推進課HP＞ http://www.pref.okayama.jp/page/619095.html	岡山県環境文化部脱炭素社会推進課	086-226-7297
国土利用計画法	土地売買届出手続	国土利用計画法23条第1項	土地に関する権利の移転または設定後における利用目的等の届出（契約を締結した日から起算して二週間以内に届出）	各市町村国土利用計画法担当部署	（各市町村に要確認）
都市計画法	開発許可手続	都市計画法第29条、第42条、第43条	（法第29条） 一定規模以上の開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更）を行う場合、開発許可が必要です。 （法第42条） 開発許可を受けた開発区域内で予定建築物等以外の建築物を建築又は特定工作物を建設する場合、許可が必要です。 （法第43条） 市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内に開発行為を伴わずに建築物の建築等又は第一種特定工作物の建設を行う場合、許可が必要です。 ※まずは、太陽光発電設備が「建築物」に該当するものであるか建築基準法担当部署に確認してください。	担当エリア：岡山市 岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課	086-803-1451
				担当エリア：倉敷市 倉敷市建設局都市計画部開発指導課	086-426-3485
				担当エリア：玉野市 玉野市建設部都市計画課	0863-32-5538
				担当エリア：笠岡市 笠岡市建設部都市計画課	0865-69-2138
				担当エリア：上記以外 岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班	086-226-7503
河川法	河川区域占用許可手続 河川（保全）区域内工作物設置許可手続 河川（保全）区域内掘削許可手続	河川法第24条、第26条、第27条、第55条	河川区域内の土地の占用、河川（保全）区域内の工作物の新築・改築等、河川（保全）区域内の掘削・盛土・切土等 **※準用河川については各市町村担当部署に確認してください。**	岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9877
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部　管理課	086-434-7080
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
				岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課	0866-21-2854
				岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課	0867-72-9170
				岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課	0867-44-3116
				岡山県美作県民局建設部　管理課	0868-23-1437
				岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課	0868-73-4061
				【中区管内】（倉安川・大堀川） 岡山市中区役所地域整備課	086-901-1633
				【東区管内】（永江川） 岡山市東区役所地域整備課	086-944-5048
港湾法	臨港地区内における行為の届出	港湾法第38条の2第1項	臨港地区内の工場等の活動を自由に放置しておくと、港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがあることから、臨港地区内での工場の新増設等の一定の行為について届出をさせるもの ＜臨港地区＞ https://www.pref.okayama.jp/page/detail-92095.html	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備中県民局　水島港湾事務所	086-444-7144
				【岡山港】 岡山県備前県民局建設部　岡山港管理事務所	086-277-5096
				【宇野港】 岡山県備前県民局建設部　宇野港管理事務所	0863-31-3211
				【東備港】 岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9867
				【笠岡港】 岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
港湾法	港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可	港湾法第37条第1項	港湾区域の占用等は、港湾の開発又は管理に支障を与えるおそれがあることから、一般的にこれを禁止し、実施に当たっては港湾管理者の許可を必要としたもの	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備中県民局　水島港湾事務所	086-444-7144
				【岡山港】 岡山県備前県民局建設部　岡山港管理事務所	086-277-5096
				【宇野港・山田港】 岡山県備前県民局建設部　宇野港管理事務所	0863-31-3211
				【東備港】 岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9867
				【笠岡港・北木島港】 岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口		連絡先電話番号
岡山県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	港湾法 臨港地区内の分区における構築物の規制	港湾法第40条第1項 岡山県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	無秩序な土地利用の回避と臨港地区内の計画的な土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するため、一定の区域ごとに構築物の用途を規制するもの （それぞれ決められた分区に定められた構築物しか原則建設できない） ＜臨港地区＞ https://www.pref.okayama.jp/page/detail-92095.html	【水島港・児島港・下津井港】 岡山県備中県民局　水島港湾事務所		086-444-7144
				【岡山港】 岡山県備前県民局建設部　岡山港管理事務所		086-277-5096
				【宇野港】 岡山県備前県民局建設部　宇野港管理事務所		0863-31-3211
				【東備港】 岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課		0869-92-5170
				【牛窓港】 岡山県備前県民局建設部　管理課		086-233-9867
				【笠岡港】 岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課		0865-69-1634
海岸法	海岸保全区域内の占用許可等	海岸法第7条、第8条、第8条の2	海岸保全区域の占用、海岸保全区域における行為の制限	岡山県備前県民局建設部　管理課		086-233-9867
				岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課		0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部 井笠地域管理課		0865-69-1634
				岡山県備中県民局水島港湾事務所		086-444-7144
				岡山県備前県民局農地農村計画課第三班 岡山県備中県民局農地農村計画課第一班		086-233-9831（備前） 086-434-7034（備中）
				漁港関係	岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9877
					岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
					岡山県備中県民局水島港湾事務所　維持管理課	086-444-7144
					岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
砂防法	砂防指定地内行為許可手続	砂防法第4条 岡山県砂防指定地等管理条例第4条	施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却等	岡山県備前県民局建設部　管理課		086-233-9877
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課		0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部　管理課		086-434-7062
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課		0865-69-1634
				岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課		0866-21-2854
				岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課		0867-72-9170
				岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課		0867-44-3116
				岡山県美作県民局建設部　管理課		0868-23-1437
				岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課		0868-73-4061
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造等 ＜岡山県内急傾斜地崩壊危険区域一覧＞ https://www.pref.okayama.jp/page/678687.html	岡山県備前県民局建設部　管理課		086-233-9877
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課		0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部　管理課		086-434-7062
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課		0865-69-1634
				岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課		0866-21-2854
				岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課		0867-72-9170
				岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課		0867-44-3116
				岡山県美作県民局建設部　管理課		0868-23-1437
				岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課		0868-73-4061
地すべり等防止法	地すべり防止区域の開発前許可申請手続	地すべり等防止法第18条	ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設の新築又は改良等 ＜岡山県内地すべり防止区域一覧＞ ※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は、担当窓口へ確認してください。 （国土交通省所管分） https://www.pref.okayama.jp/page/678674.html （農林水産省農林振興局所管） http://www.pref.okayama.jp/page/detail-88656.html （林野庁所管） http://www.pref.okayama.jp/page/632714.html	国土交通省所管 地すべり防止区域	岡山県備前県民局建設部　管理課（岡山市以外）	086-233-9877
					岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
					岡山県備中県民局建設部　管理課（倉敷市以外）	086-434-7062
					岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
					岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課	0866-21-2854
					岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課	0867-72-9170
					岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課	0867-44-3116
					岡山県美作県民局建設部　管理課	0868-23-1437
					岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課	0868-73-4061
					岡山市北区役所建部支所　産業建設課	086-722-1113
					岡山市東区役所瀬戸支所　産業建設課	086-952-1114
					岡山市南区役所灘崎支所　産業建設課	086-363-5203
					（倉敷市は該当地区なし）	
				農林水産省農村振興局所管 地すべり防止区域	岡山県備前県民局農林水産事業部　農地農村計画課（岡山市以外）	086-233-9829
					岡山県備中県民局農林水産事業部　農地農村計画課（倉敷市以外）	086-434-7034
					岡山県美作県民局農林水産事業部　農地農村計画課	0868-23-1321
					岡山市北区役所農林水産振興課総務係	086-803-1661
					（旧船穂町内） 倉敷市船穂支所産業係 （旧真備町内） 倉敷市真備支所産業課	086-552-5110 086-698-8114
				林野庁所管 地すべり防止区域	岡山県備前県民局農林水産事業部　森林整備課（岡山市以外）	086-233-9834
					岡山県備中県民局農林水産事業部　森林整備課（倉敷市以外）	086-434-7061
					岡山県美作県民局農林水産事業部　森林整備課	0868-23-1386
					岡山市産業観光局農林水産部農林水産課	086-803-1345
					（倉敷市は該当地区なし）	

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
景観法	景観法に基づく届出手続	景観法第16条	景観計画区域内における一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等の行為の届出		
岡山県景観条例			https://www.pref.okayama.jp/page/detail-83067.html	岡山県備前県民局地域政策部環境課 （玉野市、備前市、赤磐市、和気町、吉備中央町）	086-233-9806
				岡山県備中県民局地域政策部環境課 （笠岡市、井原市、総社市、新見市、浅口市、里庄町、矢掛町）	086-434-7066
				岡山県美作県民局地域政策部環境課 （美作市、鏡野町、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町）	0868-23-1227
岡山市景観条例			https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000001235 0.html	岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課都市景観係	086-803-1373
倉敷市都市景観条例			https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/city-plan/1006441/1006442/1006444.html	倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室	086-426-3494
津山市景観条例			https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b395fe319ffe392a806900	津山市都市建設部都市計画課計画係	0868-32-2096
高梁市景観条例			https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/9/keikansekou.html	高梁市産業経済部観光課日本遺産・歴まち推進係	0866-21-0257
瀬戸内市景観条例			https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/82/3040.html	瀬戸内市産業建設部建築住宅課	0869-22-2649
真庭市景観条例			https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2237.html	真庭市建設部まちづくり推進課	0867-42-7781
早島町景観条例			https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kensetsu_norin/gyomu/seisaku_keikaku/kensetsu_norin/1779.html	早島町都市整備部建設課	086-482-0614
新庄村景観保存条例				新庄村総務企画課	0867-56-2626
奈義町美しいまちづくり景観条例			https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/chousei/houshin/keikaku/keikann.html	奈義町情報企画課	0868-36-4126
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外手続	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する場合、次の要件全てを満たす必要があります。 1 農用地等以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。 3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 5 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。	事業実施箇所所在市町村の農業振興地域整備計画担当部署	
農地法	農地転用許可手続等	農地法第4条第1項又は第5条第1項	農地を農地以外のものにするための農地転用許可等（第5条第1項については採草放牧地を採草放牧地以外のものにする場合を含みます。）	事業実施箇所の所在市町村の農地担当部署又は市町村農業委員会	
森林法	林地開発許可手続	【林地開発行為の許可】 森林法第10条の2	地域森林計画対象の民有林における1ha（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha）を超える開発行為	岡山県備前県民局森林企画課 （岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町）	086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域森林課 （備前市、赤磐市、和気町）	0869-92-5166
				岡山県備中県民局森林企画課 （倉敷市、総社市、早島町）	086-434-7052
				岡山県備中県民局井笠地域森林課 （笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）	0865-69-1631
				岡山県備中県民局高梁地域森林課 （高梁市）	0866-21-2847
				岡山県美作県民局森林企画課 （津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）	0868-23-1384
				新見市産業部林業振興課 （新見市）	0867-72-6134
	伐採及び伐採後の造林の届出手続	【伐採及び伐採後の造林の届出等】 森林法第10条の8	地域森林計画対象の民有林において、1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えない開発行為を行う場合、伐採及び伐採後の造林の届出が下記の場合を除いて必要となります。 ※伐採届を要しない場合は以下のとおりです。 1 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合 2 法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合 3 第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合 4 森林経営計画において定められている伐採をする場合 5 測量又は実施調査を目的に法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 6 法第188条第3項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合 7 特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合 8 自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合 9 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 10 除伐する場合 11 その他農林水産省令（規則第14条第1項各号）で定める場合 （ただし、4及び9は別途事後届出が必要） ・「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づき、伐採する場合 ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づき、伐採する場合	伐採箇所の所在市町村伐採届担当部署	

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口		連絡先電話番号
文化財保護法 岡山県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地での土木工事等届出手続 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可手続等	・文化財保護法第93条、第96条 ・文化財保護法第125条、文化財保護法施行令第5条 ・岡山県文化財保護条例第35条	・周知の埋蔵文化財包蔵地での開発行為における事前の届出等の手続き及び記録保存処理。 ・史跡等指定地での開発行為における事前の申請等の手続き及び開発抑制。 ・地域を定めずに指定されている特別天然記念物の保護にかかわる開発行為における事前の申請等の手続き及び開発抑制。	開発対象地の所在する市町村（教育委員会） 文化財所管部署		
				岡山市	教育委員会文化財課	086-803-1611
				倉敷市	教育委員会文化財保護課	086-426-3851
					倉敷埋蔵文化財センター（埋蔵文化財関係）	086-454-0600
				津山市	観光文化部文化課文化財保護・活用係	0868-32-7000
					津山弥生の里文化財センター（埋蔵文化財関係）	0868-24-8413
				玉野市	教育委員会社会教育課文化振興係	0863-32-5577
				笠岡市	教育委員会生涯学習課文化係	0865-69-2155
				井原市	文化財センター	0866-63-3144
				総社市	産業部文化財課	0866-92-8363
				高梁市	教育委員会社会教育課文化係	0866-21-1516
				新見市	教育委員会生涯学習課文化スポーツ係	0867-72-6148
				備前市	教育委員会生涯学習部文化振興課	0869-64-1846
				瀬戸内市	産業建設部観光文化戦略課	0869-22-3953
				赤磐市	教育委員会社会教育課文化財班	086-955-0710
				真庭市	教育委員会生涯学習課生涯学習係	0867-42-1094
				美作市	産業政策部観光文化課文化財活用係	0868-72-6693
				浅口市	教育委員会事務局ひとづくり推進課文化財係	0865-44-7055
				和気町	教育委員会社会教育課社会教育係	0869-88-9110
				早島町	教育委員会生涯学習課	086-482-1511
				里庄町	教育委員会事務局	0865-64-7212
				矢掛町	教育委員会教育課文化財係	0866-82-1080
				新庄村	教育委員会教育課文化財係	0867-56-3178
				鏡野町	教育委員会生涯学習課文化係	0868-54-0573
				勝央町	教育委員会教育振興部	0868-38-1753
				奈義町	教育委員会生涯学習課	0868-36-3034
				西粟倉村	教育委員会	0868-79-2216
				久米南町	教育委員会教育課	086-728-2711
				美咲町	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
				吉備中央町	教育委員会事務局生涯学習班	0866-56-9191
土壌汚染対策法	土地の形質変更に係る届出手続	土壌汚染対策法第3条第7項、第4条第1項	3,000㎡以上（※）の土地の形質変更を行う場合は、工事着手30日前までに届出 （※）法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地及び有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の敷地は900㎡以上	岡山県備前県民局環境課環境保全班		086-233-9806
				岡山県備中県民局環境課環境保全班		086-434-7066
				岡山県美作県民局環境課環境保全班		0868-23-1227
				岡山市環境保全課水質土壌係		086-803-1281
				倉敷市環境政策課水質係		086-426-3391
自然公園法 岡山県立自然公園条例	工作物新築許可申請手続等	特別地域内 …法第20条第3項 …条例第19条第3項 普通地域内 …法33条第１項 …条例第21条第１項	工作物の新築、改築、増築等の場合、特別地域では許可が、普通地域では届出が必要 http://www.pref.okayama.jp/page/332268.html	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班 （岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町）		086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域森林課 （備前市・赤磐市・和気町）		0869-92-5166
				岡山県備中県民局森林企画課森林保全班 （倉敷市、総社市、早島町）		086-434-7052
				岡山県備中県民局井笠地域森林課 （笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）		0865-69-1631
				岡山県備中県民局高梁地域森林課 （高梁市）		0866-21-2847
				岡山県備中県民局新見地域森林課 （新見市）		0867-72-9169
				岡山県美作県民局森林企画課森林保全班 （津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）		0868-23-1384
岡山県自然保護条例	岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域内での許可申請手続等	岡山県自然保護条例第20条，第22条	工作物の新築、改築、増築等の場合、特別保全地区、特別保護地区では許可が、その他の区域では届出が必要 https://www.pref.okayama.jp/page/573469.html	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班 （岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町）		086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域森林課 （備前市・赤磐市・和気町）		0869-92-5166
				岡山県備中県民局森林企画課森林保全班 （倉敷市、総社市、早島町）		086-434-7052
				岡山県備中県民局井笠地域森林課 （笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）		0865-69-1631
				岡山県備中県民局高梁地域森林課 （高梁市）		0866-21-2847
				岡山県備中県民局新見地域森林課 （新見市）		0867-72-9169
				岡山県美作県民局森林企画課森林保全班 （津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）		0868-23-1384
岡山県自然保護条例	自然保護協定締結	・条例第34条 ・規則第33条	10ha以上の開発行為 http://www.pref.okayama.jp/page/355135.html	岡山県環境文化部自然環境課自然保護班		086-226-7309
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種の捕獲等の許可手続 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等手続	捕獲等の許可手続…法律第10条第2項 行為許可等手続…法律第37条第5項	捕獲等の許可手続…国内希少野生動植物種の捕獲や採取を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要 行為許可等手続…国内希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要 http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html	環境省 中国四国環境事務所		086-223-1561
岡山県希少野生動植物保護条例	指定希少野生動植物種の捕獲等の許可手続 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等手続	捕獲等の許可手続…条例第13条第2項 行為許可等手続…条例第19条第5項、20条1項	捕獲等の許可手続…指定希少野生動植物種の捕獲や採取を行う場合は、知事の許可が必要 行為許可等手続…指定希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う場合は、知事の許可又は届出が必要 http://www.pref.okayama.jp/page/312993.html	岡山県環境文化部自然環境課自然保護班		086-226-7309
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内における行為許可手続	法第29条	・工作物の新築等、水面の埋め立て、木竹の伐採をする場合は、許可が必要	岡山県備前県民局森林企画課森林保全班		086-233-9832
				岡山県備前県民局東備地域事務所地域森林課		0869-92-5166
				岡山県備中県民局森林企画課森林保全班		086-434-7052
				岡山県備中県民局井笠地域事務所地域森林課		0865-69-1631
				岡山県備中県民局高梁地域事務所地域森林課		0866-21-2841
				岡山県備中県民局新見地域事務所地域森林課		0867-72-9169
				岡山県美作県民局森林企画課森林保全班		0868-23-1384

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口		連絡先電話番号
環境影響評価法	環境影響評価手続	法第2条第2項第1号ホ 施行令第1条 施行令別表第1の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄ル及びヲに掲げる事業に該当	太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であって、以下の要件に該当する場合は手続きが必要 ・第一種事業：4万kW以上 ・第二種事業：3万kW以上4万kW未満	経済産業省　商務情報政策局　産業保安グループ 電力安全課		03-3501-1742
岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価手続	条例第2条第2項ホ 条例施行規則第2条 条例施行規則別表の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄ホ及びへに掲げる事業に該当	太陽電池発電所を設置又は変更の工事の事業であって、土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が、以下の要件に該当する場合は手続きが必要 ・設置工事：20ha以上 ・変更工事：20ha以上増加するもの	岡山県環境文化部環境企画課		086-226-7299
岡山市環境影響評価条例	環境影響評価手続	条例第2条第2項第5号 条例施行規則第2条 条例施行規則別表第1の第1欄第5に掲げる事業の種類のうち第2欄(5)に掲げる事業に該当	土地の形状を変更し、又は樹木の伐採等を行う区域の面積が以下の要件に該当する場合は手続きが必要 A地域※：20ha以上、B地域※：10ha以上、C地域※：5ha以上 ※ A地域・・・市街化区域（C地域を除く） B地域・・・市街化区域以外の区域（C地域を除く） C地域・・・国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区、貴重野生生物保護区の区域	岡山市環境保全課自然保護係		086-803-1284
岡山市環境保全条例	環境配慮事項届出手続	条例第29条の11 条例施行規則第3条の2の8 条例施行規則別表第3	共生地区内で開発事業を行う場合、その事業規模が1ha以上ある場合は手続きが必要 ※非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は環境影響評価法、岡山県環境影響評価等に関する条例若しくは岡山市環境影響評価条例の対象事業を除く。	岡山市環境保全課自然保護係		086-803-1284
消防法	危険物取扱所 設置等許可届手続	消防法第11条 （危険物の規制に関する政令第6条）	危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の(変更)許可等	岡山市、吉備中央町	岡山市北消防署予防係	086-226-1119
					岡山市西消防署予防係	086-256-1119
					岡山市中消防署予防係	086-275-1119
					岡山市東消防署予防係	086-942-9119
					岡山市南消防署予防係	086-262-0119
				倉敷市、早島町、旧金光町	倉敷市消防局危険物保安課	086-426-1195
					倉敷消防署予防係	086-422-0119
					水島消防署予防保安係	086-444-1190
					児島消防署予防係	086-473-1190
					玉島消防署予防係	086-522-3515
				津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町、久米南町	津山圏域消防組合消防本部 予防課危険物係	0868-31-1261
				玉野市	玉野市消防本部 予防課危険物係	0863-31-5712
				笠岡市、浅口市、里庄町	笠岡地区消防組合消防本部 予防課危険物係	0865-63-7121
				井原市、矢掛町	井原地区消防組合消防本部 予防課	0866-62-9402
				総社市	総社市消防本部予防課	0866-92-8343
				高梁市	高梁市消防本部 予防課査察指導係	0866-21-0121
				新見市	新見市消防本部 予防課危険物係	0867-72-2119
				備前市、和気町	東備消防組合消防本部 警防課予防係	0869-64-1127
				真庭市、新庄村	真庭市消防本部予防課 危険物係	0867-42-1190
				美作市、西粟倉村	美作市消防本部 予防課危険物係	0868-72-2602
				赤磐市	赤磐市消防本部 予防課危険物係	086-955-2246
				瀬戸内市	瀬戸内市消防本部 予防課危険物係	0869-22-1493
振動規制法	特定施設設置届出手続 特定建設作業実施届出手続	振動規制法第6条第1項 振動規制法第14条第1項	圧縮機等の特定施設の設置 くい打機、ブレーカーなどを使用する特定建設作業の実施	※担当窓口の記載がない町村は、振動・騒音に係る指定区域がありません。		
				岡山市環境保全課大気騒音係		086-803-1280
				倉敷市環境政策課		086-426-3391
				津山市環境生活課		0868-32-2055
				玉野市環境保全課		0863-32-5520
				笠岡市環境課		0865-62-3805
				井原市環境企画課		0866-62-9515
				総社市環境課		0866-92-8256
				高梁市環境課		0866-21-0259
				新見市生活環境課		0867-72-6124
				備前市環境課		0869-64-1822
				瀬戸内市生活環境課		0869-22-1899
				赤磐市環境課		086-955-5347
				真庭市環境課		0867-42-1113
				美作市市民生活部環境対策課		0868-72-5202
騒音規制法	特定施設設置届出手続 特定建設作業実施届出手続	騒音規制法第6条第1項 騒音規制法第14条第1項	空気圧縮機等の特定施設の設置 くい打機、さく岩機などを使用する特定建設作業の実施 https://www.pref.okayama.jp/page/detail-67099.html	浅口市環境課		0865-44-9043
				和気町生活環境課		0869-93-1125
				早島町環境上下水道課		086-482-0617
				里庄町町民課		0865-64-3112
				矢掛町町民課		0866-82-1011
				勝央町健康福祉部		0868-38-7102
				久米南町税務住民課		086-728-2115
				美咲町住民生活課		0868-66-1114
				吉備中央町住民課		0866-54-1316

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出手続	法第15条の19	指定区域（廃棄物が地下にある土地で政令で定めるもの）内において土地の形質変更をしようとする者に、着手30日前までの届出義務を課すもの **＜廃棄物処理法に基づく指定区域について（県所管分）＞** https://www.pref.okayama.jp/page/553046.html	岡山県備前県民局環境課廃棄物対策班 岡山県備中県民局環境課廃棄物対策班 岡山県美作県民局環境課廃棄物対策班 岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課 倉敷市環境局資源循環部廃棄物対策課	086-233-9805 086-434-7007 0868-23-1243 086-803-1303 086-426-3385
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港区域内の占用許可等	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条	水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良等	岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9877
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				岡山県備中県民局水島港湾事務所　維持管理課	086-444-7144
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
道路法	道路の占用許可手続	道路法第32条等	許可基準を満たす物件について道路管理者の許可を受けること。	岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9835
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部　管理課	086-434-7062
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
				岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課	0866-21-2854
				岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課	0867-72-9170
				岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課	0867-44-3116
				岡山県美作県民局建設部　管理課	0868-23-1437
				岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課	0868-73-4061
	道路法に基づく車両制限	道路法第47条等	制限値を越える車両を通行させようとするときは、道路管理者から特殊車両の通行許可を受ける必要がある。	岡山県備前県民局建設部　管理課	086-233-9835
				岡山県備前県民局建設部　東備地域管理課	0869-92-5170
				岡山県備中県民局建設部　管理課	086-434-7063
				岡山県備中県民局建設部　井笠地域管理課	0865-69-1634
				岡山県備中県民局建設部　高梁地域管理課	0866-21-2854
				岡山県備中県民局建設部　新見地域管理課	0867-72-9170
				岡山県美作県民局建設部　真庭地域管理課	0867-44-7567
				岡山県美作県民局建設部　管理課	0868-23-1437
				岡山県美作県民局建設部　勝英地域管理課	0868-73-4061
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	宅地造成等に関する工事の許可申請・届出手続	盛土規制法第12条、第21条、第27条、第30条、第40条	（法第12条、第30条） 宅地造成等工事規制区域又は、特定盛土当規制区域内において一定の宅地造成等に関する工事を行う場合、許可を受ける必要があります。 （法第21条、27条、40条） 法第12条、30条の許可を要しない一定の工事を行う場合、届け出が必要です。	担当エリア：岡山市、倉敷市、笠岡市、玉野市以外 岡山県土木部都市局建築指導課	086-226-7868
				担当エリア：岡山市 岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課	086-803-1451
				担当エリア：倉敷市 倉敷市建設局都市計画部開発指導課	086-426-3485
				担当エリア：玉野市 玉野市建設部都市計画課	0863-32-5538
				担当エリア：笠岡市 笠岡市建設部都市計画課	0865-69-2138
建築基準法	建築確認	建築基準法第6条、第88条	（法第6条） 太陽光発電設備の架台下の空間を屋内的用途に供する場合、確認申請が必要となる場合があります。 （法第88条） 架台下の空間を屋内的用途に供しない場合でも、高さが4ｍを超える場合は、確認申請が必要となります。（ただし電気事業法において安全性が担保されている場合は除く。）	担当エリア：備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町 岡山県備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
				担当エリア：井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 岡山県備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
				担当エリア：真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 岡山県美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
				担当エリア：岡山市 岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課	086-803-1446
				担当エリア：倉敷市 倉敷市建設局建築部建築指導課	086-426-3501
				担当エリア：津山市 津山市都市建設部都市計画課	0868-32-2099
				担当エリア：玉野市 玉野市建設部都市計画課	0863-32-5538
				担当エリア：笠岡市 笠岡市建設部都市計画課	0865-69-2141
				担当エリア：総社市 総社市建設部建築住宅課	0866-92-8289
				担当エリア：新見市 新見市建設部都市整備課	0867-72-6118
				担当エリア：以下、岡山県全域（指定確認検査機関）	
				岡山県建築住宅センター㈱	086-243-3266
				日本ERI㈱岡山支店	086-242-5515
				ハウスプラス中国住宅保証㈱岡山支店	086-236-1344
				㈱西日本住宅評価センター岡山事務所	086-221-8885

法令	手続	根拠条文等	規制内容	担当窓口	連絡先電話番号
岡山県県土保全条例	開発許可の申請手続 事前協議の申出手続 （10ha以上の場合）	（事前協議） ・条例第4条第1項、規則第2条 （許可申請） ・条例第5条、規則第3条	・1ha以上の開発行為（太陽光発電設備の基礎打ち等）の許可申請 （10ha以上は事前協議が必要） http://www.pref.okayama.jp/page/424143.html	岡山県備前県民局 地域づくり推進課市町村連携班 （玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）	086-233-9803
				岡山県備中県民局 地域づくり推進課市町村連携班 （倉敷市(10ha以上)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）	086-434-7004
				岡山県美作県民局 地域づくり推進課市町村連携班 （津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）	0868-23-1214
倉敷市埋立行為等の規制に関する条例	0.1ha以上10ha未満の一団の土地における埋立行為等	第6条	・埋立行為等の許可申請 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=11266	倉敷市建設局都市計画部開発指導課	086-426-3485
備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	出力50Kw以上の太陽光発電設備の設置の届出		・近隣住民、地域住民への説明会 ・工事の着手の60日前までに届出 https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/20/879.html	備前市産業建設部都市計画課	0869-64-1834
赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	発電出力20kW以上の太陽光発電設備に適用 着手の60日前までに市長との協議が必要（発電出力50kW以上の太陽光発電設備） （ただし、太陽光発電設備を建築物に設置するときは除外）	（適用範囲） ・第6条 （協議等） ・第9条 （工事の着手等の届出） ・第11条	・抑制地域の指定 ・市長と協議(事前協議書の提出が必要) ・工事の着手等の届出 www.city.akaiwa.lg.jp/kurashi/gomi/saisei/5497.html	赤磐市市民生活部環境課	086-955-5347
真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例	500平方メートル以上の土地への事業、かつ、高さ13メートル超の事業の届出手続	第8条、第9条	・抑制地域の指定 ・住民等への説明会 ・事業の着手等の届出及び同意 http://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2236.html	真庭市建設部まちづくり推進課	0867-42-7781
美作市特定太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例	（ア）事業に着手しようとする日の90日前までに届出 （イ）事業に着手しようとする日の60日前までに届出	第5条	（ア）太陽光パネルの最大出力の合計値が、1メガワット以上の大規模太陽光発電設備設置事業 （イ）事業区域の全部又は一部に、告示で定める区域が該当する事業(太陽光パネルの最大出力の合計値が10キロワット以上のものに限る。）	美作市市民生活部環境対策課	0868-72-5202
勝央町開発事業の調整に関する条例	設置区域の面積が1,000平方メートル以上の太陽光発電設備の設置等	第4条	設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの、又は施工済み若しくは施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上となる太陽光発電設備設置等の再生可能エネルギー事業については、あらかじめ、町長に当該事業の目的、規模その他町長が定める事項について届け出る必要があります	勝央町産業建設部	0868-38-3113
奈義町生活環境等と太陽光発電設備との調和に関する条例	発電出力20kW以上の太陽光発電設備に適用（ただし、太陽光発電設備を建築物に設置するときは除外）	第7条	・地区、事業区域の近隣関係者、地域住民への説明（発電出力50キロワット以上の太陽光発電設備を設置しようとするときは、事業区域の所在する地区長を通じて、地区民を対象とした事業説明会の開催必要） ・工事の着手の60日前までに協議が必要	奈義町 総務課	0868-36-4111
和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	設置届出（着手の60日前までに届出）	第6条	発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置する事業等（実質的に同一の事業主が実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が50キロワット以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業であって、当該変更後の発電出力が50キロワット以上となるものを含む。）に適用する。ただし、建築物に太陽光発電設備を設置する場合を除く。	産業建設部　都市建設課	0869-93-1127
鏡野町太陽光発電設備の適切な設置及び維持管理に関する条例	設置届出（着手の60日前までに届出）	（協議等） ・第7条 （工事の着手等の届出） ・第9条	発電出力が50kW以上の太陽光発電設備（合算して50kW以上になるものを含む。ただし、建築物に設置する場合を除く。）を設置する場合、以下の手続きが必要。 ・町と事前協議 ・近隣関係者や地域住民への説明 ・町へ届出 ・その他工事完了や変更に係る届出	くらし安全課	0868-54-2780

※　太陽光発電事業に関係する法令は、上記の一覧表に記載したものが全てとは限りません。必ず事業を行う者自身の責任で確認してください。
　　特に、一定規模以上の土地の形質変更等を行う際には、上記の一覧表に記載したもののほか、市町村の条例・要綱等による手続が必要な場合がありますので、注意してください。